

令和3年第3回遠軽地区広域組合議会（臨時会）会議録

1 期 日 令和3年8月4日（水曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明
日程第 4 議案第1号 財産の取得について
日程第 5 議案第2号 財産の取得について
日程第 6 議案第3号 財産の取得について
日程第 7 議案第4号 財産の取得について

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 渡部正騎君 | 2番 | 村田一志君 |
| 3番 | 山本悟君 | 4番 | 秋元直樹君 |
| 5番 | 佐野宣雄君 | 6番 | 三田真美君 |
| 7番 | 竹中裕志君 | 8番 | 村川勝彦君 |
| 9番 | 山谷敬二君 | 11番 | 吉野正剛君 |
| 12番 | 前田篤秀君 | | |

欠席議員（1名）

10番 吉田耕造君

列席者

管 理 者 佐々木修一君 代表監査委員 村瀬光明君

出席説明員

副 管 理 者 石田昭廣君 副 管 理 者 武田温友君
副 管 理 者 舟木淳次君 会 計 管 理 者 伯谷和昭君

事務局 長 門 脇 和 仁 君 次 長 兼 田 信 広 君
消 防 長 佐 竹 信 敏 君 総 務 課 長 宗 村 政 彦 君
消 防 署 長 会 田 政 敏 君 予 防 課 長 林 史 久 君
消 防 課 長 田 宮 克 彦 君 出 納 課 長 菊 地 哲 生 君
衛 生 施 設 課 長 兼 田 篤 君
総 務 課 主 幹

事務局出席者

事務局 中 村 正 憲 君 事務局 西 川 広 大 君
事務局 大 原 嘉 文 君

10時00分 開会

○議長（前田篤秀君）

本日をもって招集されました、令和3年第3回遠軽地区広域組合議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして諸般の報告をいたさせます。

○事務局（中村正憲君）

ご報告いたします。

本日の出席議員は、11名であります。

なお、10番、吉田議員より本日欠席の届出があります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の議事日程は7までとなっております。

なお、工事と物品の発注状況を配布しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、8番、村川議員、9番、山谷議員を指名いたします。

○議長（前田篤秀君）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(前田篤秀君)

日程第3「管理者の行政報告と提出案件要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

○管理者(佐々木修一君)

令和3年第3回遠軽地区広域組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、公私とも御多忙の中、御参集いただきまして厚くお礼申し上げます。

はじめに、令和3年度の衛生事業の執行状況につきましては、ごみ焼却施設事業、し尿等処理事業及びリサイクル事業いずれも機器類の故障もなく順調に操業し、処理が行われている状況であります。

次に、消防関係につきまして申し上げます。

本年6月末日現在の火災発生状況につきましては、建物火災が6件、その他火災が5件の計11件で昨年同時期と同件数であります。

消防の最大の責務は住民の生命・財産を守るためであることから、今後も関係機関と協力し火災予防啓発の強化を図り、火災の防止、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

同じく救急出動状況に関しましては、出場件数が785件、搬送人員は740人で、昨年同時期と比較しますと、ほぼ同水準の出場件数、搬送人員であります。

今夏は北海道においても観測史上最長となる猛暑日が続いており、その影響から7月に入り熱中症疑いによる救急搬送が例年と比較し多く発生しておりますが、幸い、いずれも重症には至っておりません。

次に今議会に提案致しました議案の大要について、ご説明申し上げます。

議案4件はいずれも「財産の取得について」であります。

議案第1号は、消防署に配備しております高規格救急自動車の更新、議案第2号は、上湧別出張所に配備しております高規格救急自動車の更新、議案第3号は、消防署の高規格救急自動車に積載します高度救命処置用資機材及び一般救急用資機材の購入、議案第4号は、同じく上湧別出張所の高規格救急自動車に積載します高度救命処置用資機材及び一般救急用資機材の購入に伴い、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の大要であります。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当課長等から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます、第3回遠軽地区広域組合議会臨時会にあたりましての御挨拶といたします。

○議長(前田篤秀君)

日程第4、議案第1号「財産の取得について」、日程第5、議案第2号「財産の取得について」、日程第6、議案第3号「財産の取得について」、日程第7、議案第4号「財産の取得について」。

以上4件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第1号「財産の取得について」。

次のとおり財産を取得することについて、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、消防署に配備しております、現有車の更新時期が到来したため、最新鋭の高規格救急自動車を購入するものであります。

2、取得する財産は、高規格救急自動車、1台。

3、取得方法は指名競争入札で、7月19日に指名業者5社による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4、取得価格は、2,156万円、税込であります。

5、取得の相手方は、紋別郡遠軽町南町3丁目2番地123、旭川トヨタ自動車株式会社遠軽店、店長、奥山雅行です。

納期につきましては、令和4年3月15日まで、入札状況につきましては、入札状況調書番号1番に記載しておりますのでご参照願います。

続きまして、議案第2号「財産の取得について」。

次のとおり財産を取得することについて、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、上湧別出張所に配備しております、現有車の更新時期が到来したため、最新鋭の高規格救急自動車を購入するものでありますが、本件につきましては、総務省消防庁の寄贈救急自動車事業に基づき、一般社団法人日本損害保険協会より標準仕様のトヨタ救急自動車、ハイメディックの寄贈を頂きましたことから、当組合が定める高規格救急自動車の仕様に基づく追加の艤装と付属資機材を購入するものであります。

2、取得する財産は、高規格救急自動車、1台。

3、取得方法は随意契約で、7月19日に指名業者1社による見積合わせを行い、仮契約を締結したものであります。

随意契約の理由といたしましては、寄贈元である一般社団法人日本損害保険協会より指定のあった寄贈車製造会社の系列会社として、確実な設計施工と早期納車が見込める本件相手方と随意契約するものであります。

4、取得価格は、1,139万6千円、税込であります。

この取得価格は、当組合が定める高規格救急自動車の仕様のうち、寄贈を受けた車両を除いたものであります。

5、取得の相手方は、紋別郡遠軽町南町3丁目2番地123、旭川トヨタ自動車株式会社遠軽店、店長、奥山雅行です。

納期につきましては、令和4年1月31日まで、入札状況等につきましては、入札状況調書番号2番に記載しておりますのでご参照願います。

続きまして、議案第3号「財産の取得について」。

次のとおり財産を取得することについて、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、消防署に配備しております、高規格救急自動車を更新することに伴い、積載する救急用資機材を購入するものであります。

2、取得する財産は、高度救命処置用資機材及び一般救急用資機材一式。

3、取得方法は指名競争入札で、7月19日に指名業者3社による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4、取得価格は、979万円、税込であります。

5、取得の相手方は、北見市卸町1丁目10番地5、三好メディカル株式会社、代表取締役、中本行洋です。

納期につきましては、令和4年3月15日まで、入札状況につきましては、入札状況調書番号3番に記載しておりますのでご参照願います。

続きまして、議案第4号「財産の取得について」。

次のとおり財産を取得することについて、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、上湧別出張所に配備しております、高規格救急自動車を更新ことに伴い、積載する救急用資機材を購入するものであります。

2、取得する財産は、高度救命処置用資機材及び一般救急用資機材一式。

3、取得方法は指名競争入札で、7月19日に指名業者3社による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4、取得価格は、979万円、税込であります。

5、取得の相手方は、北見市卸町1丁目10番地5、三好メディカル株式会社、代表取締役、中本行洋です。

納期につきましては、令和4年1月31日まで、入札状況につきましては、入札状況調書番号4番に記載しておりますのでご参照願います。

以上であります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（前田篤秀君）

これより、一括上程いたしました、議案4件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、議案第1号「財産の取得について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号「財産の取得について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号「財産の取得について」の質疑を行います。

山本議員。

○3番（山本 悟君）

取得する財産の中で、高度救命処置用資機材及び一般救急用資機材一式とありますが、高度救命処置用資機材とはどういうものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君）

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

高度救命処置用資機材というのは、救急救命士が処置をする資機材で、例えば除細動器や心電計、気管挿管などを行う資機材となっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君）

山本議員。

○3番（山本 悟君）

はい、わかりました。

それであれば、研修や訓練などが特別に必要なと思われるが、その費用はどのように考えておられますか。

○議長（前田篤秀君）

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

当然、訓練などは必要であり、該当する救急救命士が勤務中に訓練を行い、必要な研修を非番日などに行うこともあるため時間外手当などで対応しております。

○議長（前田篤秀君）

山本議員。

○3番（山本 悟君）

はい、わかりました。

議長に許可を求めたいのですが、今回の救急資機材を取り扱う救急隊員の感染防止について、お話を聞きたいのですがよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君）

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

救急隊員の感染防止に関しましては、感染防止衣の上下、ヘルメット、ゴーグル、N95マスク、グローブを着用し完全防備で行っております。

○議長（前田篤秀君）

ほかにありませんか。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号「財産の取得について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました、議案4件を採決いたします。

採決は、上程の順により案件ごとに行います。

これより、議案第1号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、令和3年第3回遠軽地区広域組合議会臨時会を閉会いたします。

10時17分閉会

議長

村田 篤彦

議員

山谷 敬二

議員

村川 勝彦

